

## 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会取りまとめ（案）」に関するNHK意見

受信料は、公共放送機関である日本放送協会（以下、「NHK」といいます。）の放送が、自主的・自律的に行われることを保障する財源として、広く視聴者の皆さまに負担していただいているものです。このためNHKは、負担の公平の徹底に向け視聴者の皆さまのご理解を得られるよう最大限努めるとともに、受信料体系については、時代状況の変化にも対応しつつ視聴者の皆さまのご意見に耳を傾けながら、全体のバランスの上に立って、必要があればこれを見直すなど、自主的・自律的に受信料関係業務の執行に当たってきました。

したがって「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」（以下、「研究会」といいます。）により取りまとめ（案）の中で示された、「NHKにおいて、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系についての検討が行われ」べきとの基本的な考え方は、NHKとしても当然のことと受け止めています。

こうした観点から、研究会の構成員の方々におかれても、今回の受信料体系の検討と取りまとめ作業に、もとより「見直し先にありき」ではなく、予断なく現状の施策を精査・検証され、中立的な立場に立って冷静に評価されるべく、臨まれたことと思います。

しかしながら、公表された取りまとめ（案）の内容は、実際に構成員の方々が研究会の会合で交わされた議論との間に、ときに飛躍があり、また、結論の妥当性の確認が不十分であったり、現状認識が必ずしも正確でない箇所があるのではないかと、との印象がぬぐえません。

取りまとめ（案）に盛り込まれた提言内容は、NHKの業務執行の具体的方法そのものに関するものです。NHKは、公共放送の実施に責任ある機関として、実情に合わない不合理な施策であれば採り得ないことをご理解いただきたいと思えます。以下に、より良き最終取りまとめとなるようにとの観点から、NHKの考え方および修正すべき具体的な項目を掲げますので、これらを十分に考慮され、その内容を最終取りまとめに反映していただきますよう要望いたします。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
「はじめに」 1	13	3 (中略) 受信料不払いの状況が依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、(以下略)	○平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。  3 (中略) 受信料不払いの状況は改善傾向が見られるものの、依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、(以下略)
「はじめに」 2	1~5	5 本研究会における検討に当たっては、透明性確保の観点から、(中略) 基本スタンスとした。	○本研究会で実際に行われた議論の内容については、総務省のホームページに「議事要旨」として公表されていますが、意見募集の締め切り5日前に至ってもなお、公表されているのは、6月22日の第2回会合までにとどまっており、第3回から第6回までの具体的な議論の内容が意見募集に伝えようと思う全国の視聴者の皆さまに十分に伝わらないままとなっていることは、透明性確保の観点から、残念なことと考えます。
	10 ~ 16	7 放送法の規定により、(中略)に当たっては、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待したい。	○放送法が予定しているNHKと政府との基本関係をふまえ、取りまとめ(案)に下線部分を挿入し、次のとおり修正されることを要望します。  7 放送法の規定により、(中略)に当たっては、 <u>言論報道機関としてのNHKに対する政府の関与を最小限にとどめている放送法の趣旨をふまえつつ、この報告書に示された考え方を十分に考慮することを強く期待したい。</u>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
3	9	<p>2 受信契約等の現状 (中略)</p> <p>受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加しており、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、(以下略)</p>	<p>○平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、(以下略)</p>
10	1~10	<p>4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ</p> <p>NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。(以下略)</p>	<p>○NHKとしては、受信契約の契約率や支払率は、現状を把握するためだけでなく、毎年度の予算・事業計画や中長期計画を策定する際に定める受信契約件数等の増加目標の算定等、将来の予測のためにも重要な指標であると認識しています。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するとともに、翌年度さらには中長期的な受信料収入の予測に資するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。(以下略)</p>
11 ~ 20		<p>(1) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の再検討の意義 (中略)</p> <p>今回の再検討は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すなわち「契約対象件数」の推計方法を見直すことにより、信頼性のより高い契約率、支払率の把握を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。</p>	<p>○「再検討」とありますが、なぜ「再」なのか、その趣旨が明らかではありません。</p> <p>○また、「見直し」とありますが、まず「見直しありき」ではなく、現在行われているものを「精査」したうえで、仮に見直す必要があれば見直すべきものではないでしょうか。その結果、見直しの必要に至らないものについては見直す必要はなく、見直しそのものが目的となることは適当ではないと考えます。</p> <p>「精査」と「見直し」は異なるものであり、取りまとめ(案)の</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
10			<p>「はじめに」に書かれているように、研究会ではデータの「精査」について検討されたと理解しています。</p> <p>○「より高い」という表現は、現状の信頼性が低いかのような予断を与えると考えます。</p> <p>○以上のことから、「再検討」の「再」を削除するとともに、「見直す」という言葉を「精査する」に、「信頼性のより高い」を「信頼性の高い」に修正されることを要望します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(1) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の<u>検討</u>の意義</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">今回の<u>検討</u>は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すなわち「契約対象件数」の推計方法を<u>精査</u>することにより、<u>信頼性の高い契約率、支払率の把握</u>を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。</p> <p>○これ以外にも、取りまとめ（案）では、「見直し」の言葉が使われている箇所がありますが、上記で述べた理由により、「見直し」という言葉を「精査」に修正されることを要望します。</p>
16	4～5	<p>(3) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推定方法の<u>見直し</u></p> <p>①推計方法の<u>見直し</u>の基本的考え方</p>	<p>○既に述べた理由により、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(3) 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推定方法の<u>精査</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">①推計方法の<u>精査</u>の基本的考え方</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16	6～8	<p>現在のNHKによる契約数等の算定の母数となる世帯数等の推計は、<u>国勢調査や事業所・企業統計調査といった公的統計を基にしつつも、NHKの独自調査等</u>を利用することにより実施されている。</p>	<p>○この部分は、取りまとめ（案）10ページの『このため、NHKは、国勢調査、事業所・企業統計調査などの公的統計を基にしつつ、これらの統計で捕捉することのできない部分については独自の調査も活用することにより、「契約対象件数」を推計している。』の要約となる部分であると考えますので、それに沿った中立的な文章とすることが必要と思われます。</p> <p>○このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>現在のNHKによる契約数等の算定の母数となる世帯数等の推計は、<u>国勢調査や事業所・企業統計調査といった公的統計を基にしつつ、必要に応じ、NHKの独自調査等</u>を利用することにより実施されている。</p> </div>
	9～15	<p>他方、推計の結果を利用して算出される契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって<u>信頼性のより高いもの</u>である必要がある。</p> <p>受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数（又は事業所内の部屋数）を直接把握することのできる<u>公的統計がない以上、これを推計によって求めることはやむを得ないが、国民の目から見て信頼性のより高いもの</u>とするため、例えば、以下のような視点から考えることができるものと考えられる。</p>	<p>○「より高いもの」という表現は、現状の信頼性が低いかのような予断を与えるとともに、「やむを得ない」という表現は、本来的に望ましくないかのような予断を与えるため、推計により対象数を示すことの積極的な意義を示す観点から、次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>他方、推計の結果を利用して算出される契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって<u>信頼性の高いもの</u>である必要がある。</p> <p>受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数（又は事業所内の部屋数）を直接把握することのできる<u>公的統計がないことから、これを推計によって求めることが当然必要となるが、国民</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16 ～ 17			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>の目から見て<u>信頼性の高いもの</u>とするため、例えば、以下のよ うな視点から考えることができるものと考えられる。</p> </div>
	16～	<p>ア <u>公的統計の活用</u> <u>独自調査等</u>はあくまでも補完的な利用に止め、より信 頼性の高い公的統計が活用できる推計プロセスには、 公的統計が用いられているか。</p> <p>イ 契約率、支払率の把握目的との親和性 <u>活用可能な公的統計</u>が複数ある場合には、(以下略)。</p> <p>ウ 合理的な調査の活用 <u>公的統計</u>を活用できない推計プロセスについても、 (以下略)</p> <p>エ <u>独自調査の限定的な利用</u> <u>公的統計によらない調査</u>を用いて行う推計プロセ スをできるだけ少なくしているか。</p>	<p>○推計方法の設計にあたっては、公的統計、独自調査を問わず、利 用し得る手段の中から、目的に照らし、最も信頼性が高く、かつ 経費効果の高いものを選択すべきであると考えます。公的統計を 優先し、独自調査を限定的に利用するといった考え方が常に妥当 するとはいえないと考えます。</p> <p>○また、公的統計については、経費効果の観点のほかにも、国勢調 査のように、統計法に基づく指定統計として、国民の調査協力義 務などが定められており、任意の協力に基づく調査では得られな い高い精度が得られる公的調査があり、そのような信頼性の高い 公的調査を利用できるかどうかは常に検討すべきです。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望 します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア <u>信頼性の高い公的統計の活用</u> <u>信頼性の高い公的統計</u>が活用できる推計プロセスには、公的 統計が用いられているか。</p> <p>イ 契約率、支払率の把握目的との親和性 <u>活用可能な信頼性の高い公的統計</u>が複数ある場合には、(以下 略)</p> <p>ウ 合理的な調査の活用 <u>信頼性の高い公的統計</u>を活用できない推計プロセスについ ても、(以下略)</p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16 ～ 17			<p>エ <u>独自調査等の適切な利用</u> 信頼性の高い公的統計によらない独自調査等を用いて行う推計プロセスが適切に行われているかどうか。</p> <p>○推計プロセスの数を少なくすること自体に意味があるのではなく、むしろ使用する統計の間で重複や欠落がないことが重要な視点であるため、次のとおり「オ」を追加されることを要望します。</p> <p>オ <u>統計相互間の整合的な利用</u> 複数の統計を使用する場合、統計相互間での欠落や重複がないか。</p>
17	14～	②世帯における「契約対象件数」の推計方法の見直し ア 推計の基礎となる統計の見直しの必要性 (中略)	<p>○既に述べた理由により、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>②世帯における契約対象件数の推計方法の精査 ア 推計の基礎となる統計の精査の必要性</p>
17 ～ 18		また、平成12年国勢調査に基づき平成15年10月に推計が行われた「日本の世帯数の将来推計」では、平成17年10月以降の世帯数の増加率が大幅に逡減するとの結果を得ているが、住民基本台帳に基づく世帯数(実績値)ではこうした逡減傾向が表れていないため、今後、例えば、NHKが平成17年国勢調査に替えて平成22年国勢調査を母数の推計に利用する際に、上記方法による時期補正で生じた誤差を大幅に補正する必要が生じるおそれがある。	<p>○世帯数の逡減傾向が今後どのような推移をたどるか現時点では必ずしも明らかではなく、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によっけては、果たして本当に大幅な補正が必要になるかも明らかではありません。したがって、取りまとめ(案)の記述は適切でないと考えます。</p> <p>○「日本の世帯数の将来推計」は、国勢調査に基づく世帯の将来推計に関して国が行う公的調査として、国民に広く用いられているものですから、仮に同推計に問題があるとするならば、政府においてその点の検討と改善を行うことが望まれます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
17 ～ 18			<p>○したがって、取りまとめ（案）を以下のとおり修正されることを要望します。</p> <p>（前略）上記方法による時期補正で生じた誤差を補正する必要がある可能性がないとは言えない。</p>
18	11 ～ 16	<p>（中略）</p> <p>しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いもののできるのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。</p> <p>したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の<u>見直し</u>が検討されることが適当である。</p>	<p>○「したがって」以降で「連続性の確保」について触れられていますが、その前に連続性について説明することが必要であるため、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いもののできるのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。</p> <p><u>他方、推計の基礎となる統計を変更した場合は、過去との連続性が失われ、業務に支障を生じるおそれがあることから、そのような連続性にも考慮する必要がある。</u></p> <p>したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の<u>精査</u>が検討されることが適当である。</p>



頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18 ～ 19	17～	<p>イ 推計の基礎となる統計の<u>見直し</u></p> <p>国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であり、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、<u>特段の問題はないもの</u>と考えられる。ただし、アに述べた現在の推計方法の抱える課題を考慮すれば、<u>基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次的データとして把握している住民基本台帳に基づく世帯数を活用して以下のような見直しについて検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるもの</u>と考えられる。</p>	<p>○「国勢調査」は、国民の調査協力義務を背景に、現地で一軒一軒の世帯を確認して調査しているものですが、「住民基本台帳」は住民による自治体への届出数の集計であり、国勢調査の方が、受信契約の基礎となる世帯の把握の点で、親和性が高いと考えます。</p> <p>○この点に関して、総務省の「国勢調査に関するQ&amp;A」ホームページでも、「住民登録があるから、国勢調査は必要ないのではないですか？」との問に対して、「住民登録の変更をしないで転居する人がいるため、住民登録による住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があります。このため、議員定数の決定や地方交付税の算定などの基となる法定人口には、一定時点ですべての人口・世帯を調査する国勢調査の結果が利用されています。」と明記されています。</p> <p>○また、二人以上世帯と単身世帯ではテレビ普及率が異なるため、NHKでは、国勢調査で調査・公表される「世帯の人数別の数」に基づき、二人以上世帯と単身世帯に、それぞれ異なるテレビ普及率（二人以上世帯は99%、単身世帯は95%）を乗じてテレビ普及世帯総数を推計しています。住民基本台帳では「世帯の人員別の数」が集計・公表されていないために、住民基本台帳を利用する場合は、この推計方法が使えないこととなります。</p> <p>○このように、住民基本台帳を活用した方法にも誤差やデメリットがありうることから、初めから「見直しありき」という姿勢を取るのではなく、過去の支払率等との連続性や中長期的な将来予測が可能な「現在の推計方法をそのまま継続する方法」も、検討対</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18 ～ 19			<p>象とされるべきと考えます。また、連続性の確保や将来予測が可能な点を、この方法のメリットとして明記されることを要望します。</p> <p>○このため、NHKとしては、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを希望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>イ 推計の基礎となる統計の精査</p> <p>国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であるが、<u>国勢調査は現地確認を行い、住民基本台帳は届出の受理のみという調査・登録方法の違いがあることから、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、特段の問題はないかどうか精査する必要があるものと考えられる。したがって、アに述べた現在の推計方法の抱える課題と、他方で基礎となる統計を変更する場合の問題点等を考慮して、現在の推計方法をそのまま継続する方法のほか、「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次的データとして把握している住民基本台帳に基づく世帯数を活用する案を含む、以下の3案についてNHKが検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えられる。</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見																
18 ～ 19		<p><u>案の1</u> 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法</p> <p><u>案の2</u> 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法</p> <p style="text-align: center;">総世帯数の推計に係る案の1、案の2のメリット及び留意点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」</th> <th style="width: 30%;">案の1 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳</th> <th style="width: 25%;">案の2 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">メ リ ッ ト</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の1 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の2 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳	メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<p><u>案の1</u> 現在の推計方法を、そのまま継続する方法</p> <p><u>案の2</u> 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法</p> <p><u>案の3</u> 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法</p> <p style="text-align: center;">総世帯数の推計に係る案の1～案の3のメリット及び留意点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">案の1 現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」</th> <th style="width: 30%;">案の2 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳</th> <th style="width: 25%;">案の3 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">メ リ ッ ト</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・過去の推計方法との連続性が保たれる。 ・中長期的な将来予測が可能である。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		案の1 現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の2 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の3 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳	メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・過去の推計方法との連続性が保たれる。 ・中長期的な将来予測が可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>
	現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の1 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の2 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳																
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>																
	案の1 現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の2 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の3 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳																
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・過去の推計方法との連続性が保たれる。 ・中長期的な将来予測が可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の統計値をそのまま利用。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計を用いた推計である。</li> <li>世帯の定義は受信規約とほぼ同様。</li> <li>調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。</li> <li>時期補正には推計値ではなく統計値を利用。</li> <li>住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。</li> </ul>																

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	1～3	<p>(中略)</p> <p>推計の<u>見直しの検討</u>に当たっては、上記のメリット及び留意点を勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって信頼性の<u>より高いもの</u>となるようにすることが重要である。</p>	<p>○既に述べた理由により、取りまとめ(案)に「NHKにおいて」を追加し、「見直し」を「精査」とするとともに、「より高い」の「より」を削除されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>NHKにおいて推計の<u>精査</u>を検討するに当たっては、上記のメリット及び留意点を勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって信頼性の<u>高いもの</u>となるようにすることが重要である。</p> </div> <p>(上記の要約)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「国勢調査」は、国民の調査協力義務を背景に、現地で一軒一軒の世帯を確認して調査しており、住民が自治体に届け出る「住民基本台帳」よりも、受信契約の基礎となる世帯の把握の点で、親和性が高いと考えます。</p> <p>住民基本台帳は、国勢調査と異なり、世帯の人数別の数が分かりませんので、二人以上世帯と単身世帯の数に、それぞれのテレビ普及率を乗じるという、現在行っている推計方法も取りえなくなります。</p> <p>○住民基本台帳を活用した方法にも誤差やデメリットがありうることから、過去の支払率等との連続性や中長期的な将来予測が可能な「現在の推計方法をそのまま継続する方法」も、検討対象とされるべきと考えます。また、連続性の確保や将来予測が可能な点を、メリットとして明記されることを要望します。</p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	4～17	<p>ウ その他</p> <p>(ア) 別宅等に係る追加的な補正</p> <p>現在のNHKの推計方法は、国勢調査で「施設等の世帯」として計上されている寮・寄宿舎等の学生について補正を行っているが、同様に「施設等の世帯」として計上されている公的老人ホームについては補正を行っていない。</p> <p>また、別荘については住宅・土地統計調査を用いて補正を行っているが、別宅については補正を行っていない。</p> <p>これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の1を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の2を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別宅については、<u>受信規約との親和性の観点から補正が必要であり、現在補正を行っていない別宅について追加的な補正を行うことが適当である。</u></p>	<p>○公的老人ホームについては、免除の対象であるため、現在は補正していませんが、免除（無料）契約も含めた全体の受信契約対象世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセスの図の描き方について検討を行っていきたいと考えています。</p> <p>○別宅については、居住があるものとして「国勢調査」の世帯数に含まれているものと見ており、追加的な補正の必要はないと考えられています。なお、別荘については、テレビの設置がないものも多いと思われませんが、別荘についてのテレビ普及率の調査を行っていないこともあり、すべての別荘がテレビを設置しているとみなしています。</p> <p>○このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の2を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の1または3を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別宅については、現在補正を行っていない別宅について<u>追加的な補正を行うことが適当かどうか、さらに精査する必要がある。</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20	18 ～ 27	<p>(イ) 住宅着工件数の活用可能性 住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、<u>このうち新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられることから、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能と考えられる。</u></p> <p>なお、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。</p>	<p>○この項では、住宅着工件数の活用可能性について記述するものと考えますので、まずその可否について記述すべきものと考えます。しかるに、左の下線部は住宅着工件数の活用可能性とまったく無関係であり、記述の意味するところが分かりかねます。</p> <p>○このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(イ) 住宅着工件数の活用可能性 住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。</p> </div>
	28～	<p>(ウ) テレビ故障世帯数等に係る補正 NHKの独自調査である「受信契約状況状態調査」の結果を活用してテレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数などを控除する推計プロセスについては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスの中で本来控除されるべきもの等と考えられるため、NHKにおいて、法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、テレビ故障世帯数、長期不在世帯数等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当である。</p>	<p>○有料の契約対象者についての契約率・支払率を計算する現状の目的を前提とする限り、テレビ故障・長期不在などの契約対象とならない世帯は、推計プロセスのどの段階で控除しても結果は変わらないと考えますので、現在の取り扱いを行っていますが、契約の対象とならない世帯数も含めた全体の世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセス図の描き方について検討を行いたいと考えています。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
21 ～ 22	5～	<p>③事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>見直し</u></p> <p>ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>見直しの必要性</u> (中略)</p> <p>イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>見直し</u> (中略)</p>	<p>○既に述べた理由により、「見直し」を「精査」に修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>③事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>精査</u></p> <p>ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>精査の必要性</u></p> <p>イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の<u>精査</u></p> </div>
	20～	<p>(前略) その中で、ホテル関係有識者からは、(ア)衛生行政業務報告例の統計は、<u>概ねホテル・旅館の客室数に等しいこと</u>、(中略)</p>	<p>○取りまとめ(案)では、ヒアリングに出席されたホテル関係有識者の方がお持ちになっていた何らかの独自データに照らし合わせて、「衛生行政報告例」のホテルや旅館の数値が正しいという見解を述べられたような予断を与えかねませんが、その方のご発言の真意は、特段独自データがある訳ではなく、たんに「衛生行政報告例」が厚生労働省の公的統計であるがゆえに、正しいはずであるという趣旨であったと考えており、このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(ア)衛生行政報告例の統計は、<u>厚生労働省の公的統計であるので、ホテル・旅館の客室数が概ね正しく報告されているはずであること</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22	4～	<p>これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政業務報告例の2つの統計の<u>性格の違いにより数値の差が生じているとの説明が行われたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせることにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、<u>十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政業務報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できず、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政業務報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる。</u></u></p> <p>また、NHKは、（中略）母数推計の信頼性を確保するための<u>見直し</u>を行っていくことが必要である。</p>	<p>○「衛生行政報告例」によるホテル・旅館の室数「約155万室」は、旅館業法に基づく旅館業の営業申請に対して自治体が許可を行った件数（許可件数マイナス廃止件数）が、自治体から厚生労働省に報告され、その数字を積み上げたものです。行政上の必要から集めたデータをもとに作成された統計であり、内容の更新が適切になされていることがデータの信頼性の前提となります。</p> <p>○NHKでは、九州地方、中国地方の中核市であるX市、Y市（注）を例に、旅館業法の許可を受けているホテル・旅館の存否調査を、電話帳や住宅地図などにより行いました。すると、宿泊施設として現存していると推測されるものは、X市では77%、Y市では46%にとどまる一方、電話帳にも住宅地図にも見当たらないなど、既に廃業していると考えられる施設は、X市では23%、Y市では54%にも及んでいました。当該自治体や厚生労働省の担当者からは、廃業していたとしても廃業の届けがない以上、職権では抹消できない旨を伺っています。</p> <p>○この調査結果から、NHKとしては、取りまとめ（案）における『法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる』という記述について、十分な根拠のある疑問を持つに至っています。</p> <p>○もともと、どのような統計でも誤差が生じることはやむを得ないことであり、「衛生行政報告例」のデータを使用するよう求めるのであれば、上記で示した十分な根拠のある疑問を払拭できるデータを示していただく必要があると考えます。示すことができないのであれば、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。なお、疑問が払拭されるデータが示されるのであれば、NHKとしても、「衛生行政報告例」の使用について積極的に検討していきたいと考えます。</p> <p>〔（注）総務省に提出した正本では実名を記載しています。〕</p>



頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22			<p>○この件につきましては、業務への影響が大きく、データの信頼性にも関わるため、NHKが独自に自治体に公文書公開請求をしたうえで調査した結果、判明したものです。事務局におかれましても、あらかじめ統計の実態や目的について調査されたうえで、課題として提起されることを要望いたします。</p> <p>○以上の理由により、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。</p> <p>例えば、より正確に事実関係を叙述する観点も含めて、取りまとめ（案）を次のように修正されることも考えられます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政報告例の2つの統計の<u>対象範囲の違いにより数値の差が生じている可能性があり、今後精査したいとの説明が行われたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせることにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、<u>調査会社との契約上の守秘義務を理由に、十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できないが、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられるかどうか、疑念を生じさせる事例も存在するため、さらに精査する必要がある。</u></u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>また、NHKは、（中略）母数推計の信頼性を確保するための精査を行っていくことが必要である。</p> </div> <p>（上記の要約）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「衛生行政報告例」のホテル・旅館の室数は、旅館業の営業申請に対する自治体の許可件数を積み上げたものであり、登録内容がもれなく更新されることがデータの信頼性の前提です。NHKで、Y市、X市を例に、自治体に登録されているホテル・旅館の存否調査を行ったところ、廃業済みと考えられる施設は、Y市で54%、X市で23%にも及んでいました。自治体や厚生労働省の担当者からは、仮に廃業していたとしても、廃業届がない以上、登録されたままになる旨を伺っており、NHKでは、「衛生行政報告例」のデータについて、十分な根拠のある疑問を持つに至っています。</p> <p>○「衛生行政報告例」のデータの使用を求められるのであれば、上記で示した疑問を払拭できるデータを示していただく必要があると考えます。なお、疑問が払拭されるデータが示されるのであれば、NHKとしても、「衛生行政報告例」の使用について積極的に検討していきたいと考えます。</p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
22	25～	④その他 ア NHKの独自調査	○NHKの独自調査については、これまでも、調査方法の改善など 不断の努力を行ってきましたが、今後さらに、外部の専門家のア ドバイスを受ける仕組みを導入するなどして、よりいっそう信頼 性の高いものとなるようにしたいと考えます。 ただし、その際には、取りまとめ（案）でご指摘いただいている とおり、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果 を見極める必要があると考えます。
23	8～	イ 推計方法等の公表	○NHKとしても、視聴者の皆さまからの信頼を高める観点から、 透明性をよりいっそう高めていくことが重要であると考えます。 月ごとの受信契約件数などの基本的なデータは、現在でも既に公 表していますが、今後も、NHKのホームページ等で、毎年度の 受信契約状況を公表することを検討するなど、数値的な指標をは じめ、受信料制度全般につきまして、透明性をより高める努力を 行っていきたいと考えています。 ○なお、NHKの営業活動の単位である期（2か月）ごとに契約率 を公表しても、その変化は微小であり、また期ごとの母数の変化 を示す公的統計もありません。こうした短期間の周期での公表に ついては、契約率よりも、受信契約数やその増減数自体を公表す る方が適切であると考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30 ～ 31	2～	5(4) NHKにおける受信料体系の見直しについての検討 ①受信料体系の見直しに関する各方面からの意見・要望等 (中略)	<p>○NHKは、研究会に対し、受信料に関する各種の資料設定やヒアリング対応等を通じて、研究会のヒアリングのご要請にお応えする形でできる限りご協力してきました。</p> <p>しかしながら、取りまとめ(案)において、検討中の受信料体系の見直しについてのヒアリングで、NHKから『十分な説明は行われなかった』との評価が、詳細に記述されています。</p> <p>○NHKとしては、検討中の事項でもあり、その時点で説明できることには制約もありましたが、その中で可能な限りお尋ねのあったことに誠実にお答えしたつもりです。今後も、検討状況に応じて、説明できることは視聴者の皆さまに誠実にご説明していく考えです。</p> <p>○とくに、平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。</p> <p>○こうしたNHKの基本方針をご理解のうえ、取りまとめ(案)の記述においては、適切に取り扱われるよう要望します。</p>
15 ～ 16		他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、 <u>以下のア～エに掲げる事項について、十分な説明は行われなかった。</u>	<p>○上で述べた理由により、取りまとめ(案)を、例えば次のように修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、<u>以下のア～エに掲げる事項について、公開ヒアリングの時点では、NHKにおいて検討中のものであり、成案に至っていないものや、試算が確定していないものもあったため、十分な説明は行われなかった。</u></p> </div>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30 ～ 31	17～	<p>ア 「半額程度」という割引率の妥当性 二契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、(中略) <u>十分な説明は行われなかった。</u></p> <p>イ 新たな事業所割引と公平負担との関係 新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、(中略) <u>公開ヒアリング</u>では、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。</p> <p>ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響 公開ヒアリングでは、(中略) <u>試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明はなく、(中略) 見解が示されたのみであった。</u></p> <p>エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法 新たな事業所割引は、(中略) <u>具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。</u></p>	<p>ア 「半額程度」という割引率の妥当性 二契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、(中略) <u>十分な説明は、公開ヒアリングの時点では行われなかった。</u></p> <p>イ 新たな事業所割引と公平負担との関係 新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、(中略) <u>公開ヒアリングの時点では、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。</u></p> <p>ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響 公開ヒアリングでは、(中略) <u>公開ヒアリングの時点では、試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明はなく、(中略) 見解が示された。</u></p> <p>エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法 新たな事業所割引は、(中略) <u>公開ヒアリングの時点では、具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。</u></p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
31	16～	<p>②受信料体系の見直しの検討の視点 (中略)</p> <p>ア 従来の受信料体系改定の考え方と<u>整合的であるか</u></p> <p>イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とはならないか</p> <p>ウ 割引を導入することにより受信料収入が減収となり、公共放送の質が低下することにはならないか</p> <p>エ 割引を導入することにより不公平感の解消が図られ、契約率、支払率が上昇することにつながるものであるか</p>	<p>○NHKとしては、従来の受信料体系改定の考え方との整合性については、社会的変化をふまえ、従来からの延長だけではなく、違った視点からの考え方をとることが必要な場合もありうると考えます。</p> <p>○また、取りまとめ(案)の28ページにあるとおり、多数契約一括支払に関して、諸外国や他企業を参考に割引率を設定した先例もあります。</p> <p>○このため、取りまとめ(案)を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合性をどう考えるか</p> </div> <p>○ウについては、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではないと考えます。</p>
32	2～	<p>(中略)</p> <p>受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいてパブリックコメントなどの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要である。その上で、これを踏まえ最終的に受信料体系の改定を公表する際には、パブリックコメントなどにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含む日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方が明らかにされるべきである。</p>	<p>○平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。</p> <p>○NHKでは、受信料体系のあり方について、視聴者の皆さまのご意見を反映させることは、受信料制度へのご理解をいただくうえで重要なことであると考えており、視聴者の皆さまのご意見の収集をよりの確・適切に行う具体的な方法につきましては、今後、検討していきます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37		<p>6(3) 衛星受信料体系についての検討 (中略) 衛星契約ではなく、従前の地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の<u>適切な措置が講じられるべきである。</u></p> <p>ただし、こうした措置を講じた場合、(中略) 実効性が十分に確保されるための<u>手続上の工夫が必要であり、具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討されるべきものと考えられる。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>上記措置により、(中略) 一定の負担はやむを得ないものと考えられる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>なお、こうした<u>措置の実施に当たっては、(中略) 十分な説明を行うことに留意する必要がある。</u></p>	<p>○受信料は、公共放送NHKの主たる財源であり、放送法に基づいてテレビをお持ちの視聴者の皆さまにご負担いただくことにより、NHKの活動の高度な自主性・自律性を財源面から保障しています。衛星受信料については、放送法および受信規約の条項に基づいて、地上放送と同様、衛星放送を受信できる設備を設置した場合は衛星受信契約を締結していただくことを原則としています。今後もこの原則に変わりはありません。</p> <p>○今回、研究会から取りまとめ(案)としてご提言いただいた措置については、原則に立ち返れば、導入は難しいものと考えますが、一方で、措置の対象として考えられている視聴者のご要望に実際にお応えすることができるのかどうか、すなわち、日々、大量の受信者の異動情報を取り扱うなかで、対象となる場合を誤りなく把握し、同時に不正利用を確実に防止できるような有効な具体的方法を見出せるかどうかを、NHKとしても、様々な観点からしっかりと検討していきたいと考えます。</p> <p>○しかしながら、今回の措置を導入した場合でも、いわゆるAM方式のマンションにお住まいの方(衛星放送を地上アナログ放送と同じ信号方式にして伝送する、いわゆるAM方式の共同受信設備のあるマンション等に転居したため、地上放送用テレビを設置するだけで衛星放送を受信できる場合。NHKの調査では、AM方式のマンション等は、提言案で触れられた衛星受信機が必要なマンション等よりも、数としては多いのではないかと見ています。)については、措置の対象とならず、依然として衛星契約の締結が必要となります。</p> <p>今回の措置を導入することによりかえって不公平感を増幅することにならないよう、措置の対象が限定される理由を、そのような視聴者の皆さまにご理解いただかなければいけない点も課題です。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37			<p>○さらに、今回の措置については、どのような場合が措置の対象なるか、その要件が一見して明確とはいいがたいと考えます。したがって、今回の措置を導入した場合には、措置の対象となるかどうかという判断が難しい場合がひんぱんに生じるおそれがあり、ひいては「衛星放送を視聴する意思がなければ、衛星契約は不要である。」という、今回の措置に関する誤った理解が広がりかねず、そのような混乱を生じることのないように配慮しなければならない点も課題です。</p> <p>○したがって、NHKとしては今のところ、研究会から取りまとめ（案）としてご提言いただいた措置の導入について、確たる見通しを持ち合わせてはいませんが、同時にこの課題に関しては、このような検討にあわせ、視聴者の皆さまに、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方々に広く受信料を負担いただくことにより、公共放送の事業運営が可能になるという受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、一人でも多くの方々に衛星放送をご覧いただけるよう、その魅力を高める不断の努力をしていかなければならないと考えています。</p> <p>○こうしたNHKの姿勢をご理解いただき、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（中略）<u>受信規約の改正等の措置を講じるべきかどうかNHKにおいて検討すべきである。</u></p> <p>ただし、<u>こうした措置を講ずるとした場合、実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要である。</u>具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて<u>検討を行い、実施可能な具体策が実際に見出されることが前提となると考えられる。</u></p> </div>



頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
36 ～ 37			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(中略)  <u>上記措置を講ずるとした場合は、</u>  (中略)  なお、こうした<u>措置を講ずるとした場合は、</u>(後略)</p> </div> <p>(上記の要約)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○衛星放送を受信できる設備を設置した場合に衛星受信契約が必要という原則に立ち返れば、ご提言いただいた措置の導入は難しいものと考えますが、一方で、措置の対象として考えられている視聴者のご要望に実際にお応えできるのかどうか、NHKとしても、様々な観点からしっかりと検討していきたいと考えます。</p> <p>○措置の対象とならない視聴者へのご説明、措置の要件の明確性と措置の正しい理解の促進などの課題があり、NHKとしては、今のところ、措置の導入について確たる見通しを持ち合わせてはませんが、視聴者の皆さまに、受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、衛星放送の魅力を高める不断の努力をしていかなければならないと考えています。</p> </div>